

広島県公安委員会の公用文に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第8号

広島県公安委員会の公用文に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会の公用文に関する規則（平成21年広島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1及び2中「平成」を「令和」に改め、同第1の3中「平成」を「令和」に、「、廃止する」を「、廃止する」に改める。

別表第2中「平成」を「令和」に改める。

別表第3の1中「平成」を「令和」に、「〇〇〇〇は、」を「〇〇〇〇は、」に、「（は、」を「（は、」に、「、次」を「、次」に改め、同第3の2中「平成」を「令和」に、「改正し、」を「改正し、」に改め、同第3の3中「平成」を「令和」に、「、廃止する」を「、廃止する」に改める。

別表第4中「、次」を「、次」に、「平成」を「令和」に改める。

別表第5の1中「平成〇年」を「令和〇年」に、「、〇〇〇〇法」を「、〇〇〇〇法」に、「よって、」を「よって、」に、「、承認」を「、承認」に、「、不承認」を「、不承認」に、「この」を「この」に、「、広島県公安委員会」を「、広島県公安委員会」に、「当該」を「当該」に、「、広島県を」を「、広島県を」に改め、同第5の2中「平成」を「令和」に、「よって、」を「よって、」に改める。

別表第6中「平成」を「令和」に、「、次の」を「、次の」に、「よって、」を「よって、」に改める。

別表第7の2及び3中「平成」を「令和」に改め、同第7の4中「平成」を「令和」に改め、

同第7の5中「平成」を「令和」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規則による改正前の広島県公安委員会の公用文に関する規則の規定に基づいた広島県公安委員会の公用文については、なお従前の例によることができる。